

2011 ESP コードに関する事項

改正規則等

鋼船規則 B 編

鋼船規則検査要領 B 編及び C 編

改正事項

2011 ESP コードに関する事項

改正理由

IMO において、ばら積貨物船及び油タンカーの検査強化プログラム（Enhanced Survey Programme：ESP）に関する基準である IMO 総会決議 A.744(18)について、ESP 適用船の検査要件を規定する IACS 統一規則 Z10 シリーズとの整合を図る改正が行われ、IMO 総会決議 A.1049(27)（2011 ESP コード）として採択された。また、これに伴い、これまで SOLAS 条約や関連決議において、IMO 総会決議 A.744(18)を参照していた関連規定を、2011 ESP コードを参照するよう改正が行われた。

一方、本会規則においては、IACS 統一規則 Z10 シリーズの要件が取り入れられていることから、2011 ESP コードの要件については既にカバーできているものの、定期検査における単船側構造ばら積貨物船の精密検査及び板厚計測の要件については、1990 年代のばら積貨物船の重大海難事故を契機とした国内調査会での検討結果を受け、従前から IMO 総会決議 A.744(18)や IACS 統一規則の要件と比較して、一部厳しい要件で運用が図られてきている。

しかしながら、IACS 統一規則 Z10 シリーズについては、国際的に約 20 年間もの十分な検査実績があり、その効果が検証されていることから、今回、本会規則についても、IACS 統一規則 Z10 シリーズ、すなわち、2011 ESP コードと整合させることとした。

今般、2011 ESP コードに基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 2011 ESP コードに基づき、油タンカー及びばら積貨物船の定期検査、中間検査及び年次検査等に関する要件を改めた。
- (2) 鋼船規則検査要領 C 編中、IMO 総会決議 A.744(18)を参照している箇所を、2011 ESP コードを参照するよう改めた。